◎特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案に対する修正案対照表

○特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案 (抄)

(傍線部分は修正部分)

(カジノ施設の設置及び運営に関する規制

修

正

後

第十条 な影響の排除を適切に行う観点から、次に掲げる事項について必要 ける不正行為の防止並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害 政府は、 カジノ施設の設置及び運営に関し、カジノ施設にお な影響の排除を適切に行う観点から、次に掲げる事項について必要

一 ~ 七

な措置を講ずるものとする。

カジノ施設の入場者がカジノ施設を利用したことに伴いギャ

ンブル依存症等の悪影響を受けることを防止するために必要な

2 略

措置に関する事項

附 則

(施行期日)

1 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定め この法律は、 公布の日から施行する。ただし、 第三章の規定は、

る日から施行する。

(見直し)

2 この法律の規定及び第五条の規定に基づく措置については、この

修

正

前

(カジノ施設の設置及び運営に関する規制

第十条 ける不正行為の防止並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害 政府は、 カジノ施設の設置及び運営に関し、 カジノ施設にお

な措置を講ずるものとする。

一 ~七

カジノ施設の入場者がカジノ施設を利用したことに伴い悪影

響を受けることを防止するために必要な措置に関する事項

[略]

2

附 則

布 この法律は、 の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日 公布の日から施行する。ただし、第三章の規定は、 公

から施行する。